

大規模事業評価の答申への対応方針

大規模公共事業再評価

所管部局： 県土整備部

答 申 内 容	対 応 方 針
<p>1 築川ダム建設事業の再評価</p> <p>「要検討(見直し継続)」とした県の評価は妥当と認められる。</p> <p>ただし、治水計画の基本となる基本高水流量について、流域住民等の理解をさらに得るよう精査を行い、その結果を専門委員会に報告するよう意見を付す。</p>	<p>社会経済情勢等の変化による各利水者の計画変更を受けて、見直した計画での継続が妥当と認められたことから、事業継続とする。</p> <p>なお、付帯意見については、下記のとおり対応していく。</p> <p>付帯意見への対応方針</p> <p>(1) 基本高水流量に係るこれまでの検討内容について、河川工学の専門家に確認していただき、必要がある場合には追加検討を行う。</p> <p>(2) この確認や検討結果を分かりやすくまとめて公表するなど、流域住民等に、より一層理解を深めていただくよう努めていく。</p> <p>(3) 上記の結果を専門委員会に報告する。</p>
<p>2 築川道路改築事業の再評価</p> <p>「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。</p>	<p>事業を継続する。</p>